



Kumamoto City

News Release

令和6年(2024年)12月27日

(仮称) 熊本市こども計画(素案)に関するパブリックコメントについて

熊本市では、策定中の(仮称)熊本市こども計画(素案)について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、パブリックコメントを実施しますので、下記のとおりお知らせします。

- 募集期間** 令和6年(2024年)12月27日(金)
～令和7年(2025年)1月27日(月)
- 公表方法** 熊本市ホームページ掲載
こども政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター(中央区まちづくりセンターを除く。)、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧
- 公表する内容** (仮称)熊本市こども計画(素案)
(仮称)熊本市こども計画(素案)の概要
(仮称)熊本市こども計画(素案)のこども・若者版
- 意見の募集方法** 電子メール、WEB回答、郵送、ファクス
- 意見に対する回答等** 計画策定会議において、意見を踏まえた計画の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、こども政策課、区役所、地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめりごとに本市の考え方を公開する。

【お問い合わせ先】

こども政策課

電話：096-328-2156

電子メールアドレス：kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp

課長：那須 光也 (なす)

担当：中村 尚史 (なかむら)

(仮称) 熊本市こども計画 2025

～ こどもが輝き、若者が希望を抱くまちの実現に向けて ～

素案(概要版)

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください。

募集 期間	令和6年(2024年)12月27日(金)から 令和7年(2025年) 1月27日(月)まで
----------	--

< 目次 >

I 計画総論

第1章	はじめに	2
第2章	こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況	2
第3章	計画の基本的な考え方	3
第4章	こども施策の展開	4
第5章	こども・子育て支援事業計画	6
第6章	計画の推進	6

II 計画各論

(1)	こども・若者向け施策	7
■	乳幼児期から青年期まで、すべてのライフステージを対象とした施策	
■	乳幼児期(～就学前)を対象とした施策	
■	学童期(小学生)を対象とした施策	
■	思春期(中学生～概ね18歳)を対象とした施策	
■	青年期(概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり)を対象とした施策	
(2)	子育て当事者向け施策	10
■	乳幼児期～青年期まで、すべてのライフステージにおける子育て当事者を対象とした施策	
■	妊娠・出産期の子育て当事者を対象とした施策	
■	乳幼児期(～就学前)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策	
■	学童期(小学生)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策	
■	思春期(中学生～概ね18歳)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策	
■	青年期(概ね18歳～概ね20代前半)がいる子育て当事者を対象とした施策	

I 計画総論

第1章 はじめに

1. 策定趣旨

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針、重要事項等を示す。

2. 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画
- 熊本市第8次総合計画のこども施策に関する個別計画
- 以下と一体のものとして策定
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく行動計画
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する子ども・若者計画
 - ・子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画・連携

3. 計画の対象

- こども(概ね18歳未満)や若者(概ね18歳～30歳未満。場合によっては40歳未満も含む)、子育て当事者をはじめ、これらを取り巻く地域社会や団体など

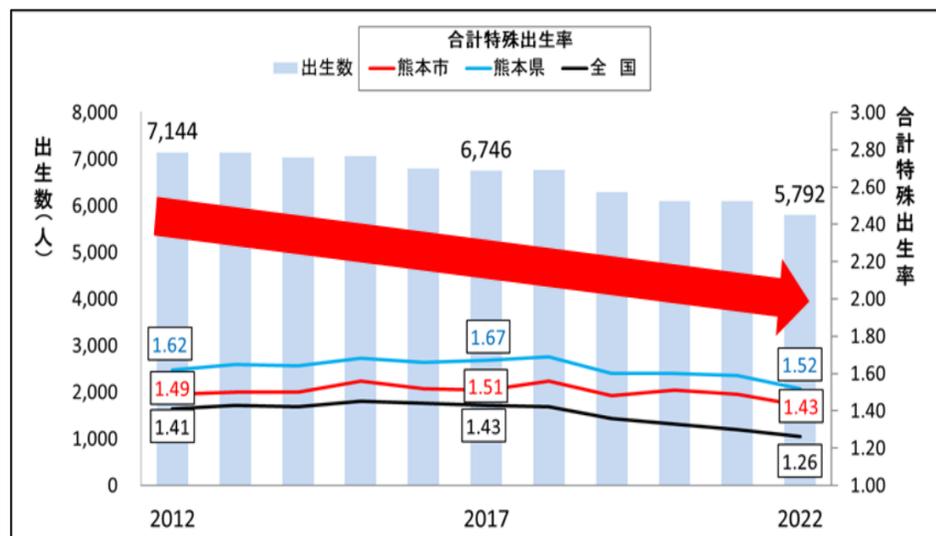
4. 計画期間

- 令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度)

第2章 こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況

1. 少子化の進行

- 令和4年度の出生数は5,792人
平成24年度から約1,400人減少
- 長期的にみると未婚化、晩婚化が進行
- 近年は、転入超過傾向にあるものの、
20～34歳の女性は転出超過



2. 現状と課題

- (1) いじめや児童虐待などこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化している。
➡こどものいのちと権利を守り、最善の利益を確保する必要がある。
- (2) 子育て世帯の多くが経済的負担や子育ての不安を抱え、共働き世帯が増加している。
➡ライフステージを通して、安心して出産・子育てができる環境整備が必要がある。
- (3) こどもや若者が居場所を持つことが困難になっている。
➡こどもが安全・安心な環境の中で様々な体験等ができる機会・居場所の確保が必要がある。
- (4) 貧困や障がいなど様々な理由によって、こどもや家庭に困難な状況が発生している。
➡困難な状況にあるこどもや家庭を誰一人取り残さない、きめ細かな支援が必要がある。
- (5) 若者の多くが仕事や金銭面での悩みを抱え、将来の見通しがもてないでいる。
➡若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・妊娠・子育て等の希望への支援が必要がある。

1. めざす姿

すべての子どもや若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望が叶い、子育てに伴う喜びを感じることができるまち。

また、子どもや若者をはじめとした多様な人々の笑顔があふれ、誰もが希望を抱いて暮らすことができるまち。そのような、

「子どもが輝き、若者が希望を抱くまち」



の実現を目指します！

■このようなまちに暮らす子どもや若者、子育て当事者の姿

<子ども・若者>

- 個性や多様性が尊重され、自分自身を大切にし、生まれ育った環境に左右されず幸せを感じながら生活できる子ども・若者
- 様々な遊びや学び、体験を通じて、生き抜く力を身につけ、夢や希望に向かってチャレンジし続けることができる子ども・若者
- 自らの意見を持ち、それを表明することができ、社会に積極的に参画することができる子ども・若者
- 働くこと、誰かと家族やパートナーになること、親になることに夢や希望を持つことができる若者

<子育て当事者>

- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる子育て当事者
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、社会で活躍することができる子育て当事者

2. 子ども施策の基本的な考え方

- (1) 子どもや若者を権利の主体として尊重し、その命と権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図る。
- (2) 妊娠・出産から子どもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支える。
- (3) 子どもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供する。
- (4) 困難な状況にある子ども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行う。
- (5) 若者の生活基盤の安定を図り、希望実現に向けた支援を行うとともに、多様な人材が活躍できる環境の整備を行う。

➡ これらの基本的な考え方に基づき、子ども施策を総合的に推進していくことは、子どもや若者、子育て当事者のウェルビーイングの向上のみならず、少子化・人口減少への対策にも寄与し、まちづくりの基盤となる地域社会の維持・発展につながる。

1. 施策体系

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現を目指し、基本的な考え方に基づき、こども施策を体系的、総合的に展開する。



2. 成果指標

本計画が効果的に機能しているかを測るための成果指標を全体及び施策ごとに設定する。また、具体的な取組の進捗を測る検証指標を基本方針ごとに設定する。

計画全体の指標	単位	現状値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
子ども達が健やかに成長していると感じる市民の割合	%	51.3	58.2	65.0

施策	指標項目	単位	現状値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度	
1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援	子育てが楽しいと感じる市民の割合	%	79.7	85.0	90.0	
	こどもの権利が守られていると感じる市民の割合	%	43.6	55.0	70.0	
	合計特殊出生率	-	1.43 (令和4年度)	1.50	1.55	
2 困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援	児童虐待を相談できる人や場所を知っている市民の割合	%	78.3	85.0	90.0	
	子育ての不安や困難を相談できる人や場所がある市民の割合	%	85.7	88.0	90.0	
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生	%	80.8	85.0	90.0
		中学生	%	64.9	70.0	75.0
3 子どもを主体とした教育の推進	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると感じる児童生徒の割合	小学6年生	%	76.6	80.0	85.0
		中学3年生	%	71.8	80.0	85.0
	学級の友達との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合	小学6年生	%	81.8	85.0	90.0
		中学3年生	%	77.7	80.0	85.0
	学校内外の機関等で相談・指導などを受けていない長期欠席児童生徒の割合	小学生	%	40.6 (令和4年度)	20.0	0
		中学生	%	38.0 (令和4年度)	10.0	0
	正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数	人		230 (令和4年度)	0	0
	学習の中でICT機器(タブレットPC・タブレット端末)を活用することが有効だと感じる児童生徒の割合	小学6年生	%	96.7	100	100
中学3年生		%	95.2	100	100	
4 まちを支える人材の確保・育成	転入超過数(前年10月～当年9月)	人	2,967	3,000	3,000	
	熊本市が住み続けたいまちであると感じる市民の割合	%	76.2	84.0	94.0	
5 子ども・子育て視点での環境整備	家・学校以外の子ども(小中学生)の居場所があると思う保護者の割合	%	61.7 (令和6年度)	64.2	67.5	
	市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	1,972	1,870	1,770	
	市内における刑法犯の認知件数(暦年)	件	3,238	3,100	2,980	

3. 計画期間中の重点取組

- 第3章2こども施策の基本的な考え方における5つの項目ごとに、施策における取組のうち、こどもや若者に直接関わる取組と、子育て当事者に対する取組のうちこどもや若者への影響や効果が大いものを、重点取組として位置づける。
- 重点取組の具体的な内容やスケジュールについては、こども施策における課題やニーズの変化に機動的に対応して行くため、毎年度策定する本計画の実行計画に記載する。

こども施策の基本的な考え方		重点取組【案】
(1) こどものいのちと権利を守る	こどもや若者を権利の主体として尊重し、そのいのちと権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利に関する理解促進 ・ いのちを大切にす教育 ・ こどもの意見表明 ・ いじめや長期欠席(不登校等)への対応 ・ 交通安全対策
(2) 社会全体で子育て当事者を支える	妊娠・出産からこどもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と家庭の両立支援 ・ 母子の健康保持・増進 ・ 保育サービスの充実 ・ 児童育成クラブ運営の充実 ・ 地域との連携による子育て支援
(3) 安全・安心な居場所づくり・学びの提供	こどもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な学びや体験機会の提供 ・ こども・若者の居場所づくり
(4) 困難な状況にあるこどもや家庭の支援	様々な理由により困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策の強化 ・ ヤングケアラーへの支援 ・ 社会的養護を必要とするこども・若者支援 ・ 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実 ・ ひとり親家庭への就業支援 ・ ひとり親家庭への経済的支援 ・ こどもの学力向上と生きる力を育む支援
(5) 若者等の希望の実現、活躍の場の提供	若者の生活基盤の安定を図り、希望の実現に向けた支援を行うとともに、多様な人材が活躍できる環境の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚を希望する方への支援 ・ 人材の定着促進

第5章 こども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法に基づく制度により、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る計画として策定する。
- 本章で支援事業計画の基本的事項について示し、本計画の別冊にて、各事業の具体的な量の見込み及び確保の方策等を提示する。

第6章 計画の推進

- こどもや若者、子育て当事者及び関係者に対して、相手に応じた効果的な手段や時期を捉えて、計画の進捗状況や当事者が知りたいこども施策等の情報を提供する。
- こども施策の策定、実施、評価にあたっては、こどもや若者、子育て当事者及び関係者の視点を尊重し、あらゆる声に耳を傾け、対話し、進捗を共有しながら市民と共に推進する。
- 市民アンケートやヒアリング等の結果も踏まえながら、庁内関係課と計画の進捗状況についてとりまとめ、児童福祉専門分科会へ意見聴取し、毎年度事業評価を行う。
- 国や県、連携中枢都市圏自治体、民間企業・団体、民生委員・児童委員、主任児童委員など地域と連携し、社会全体でこどもの成長や結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運醸成を図りながら推進する。

II 計画各論

(1) こども・若者向け施策

乳幼児期から青年期まで、すべてのライフステージを対象とした施策

社会全体でこどもや若者を権利の主体として尊重し、活躍できる機会づくりや切れ目のない保健・医療・福祉の提供、貧困対策や社会的養護の推進を図ります。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	こどもの悩みへの対応	学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決を図ります。	43ページ
	こどもの権利に関する理解促進	☑こどもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発に取り組めます。	44ページ
	いのちを大切にする教育	妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にする教育に取り組めます。	45ページ
	こどもの意見表明	こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していきます。	45ページ
2	児童虐待防止対策の強化	☑児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもや家庭への適切な支援のため、より専門性の高い相談支援体制を構築します。	63ページ
	ヤングケアラーへの支援	☑ヤングケアラーの相談支援体制の整備、居場所づくりに取り組めます。	64ページ
	社会的養護を必要とするこども・若者支援	児童福祉施設等の適切な運営支援等を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもに対する家庭的な養育環境の整備を図ります。	65ページ
	障がい児支援・医療的ケア児支援の充実	障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する保護者等からの様々な相談に応じ、助言や支援を行います。また、医療的ケア児及びその家族が、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて、日常生活において必要な支援を受けられるよう相談体制や療育環境の整備を行います。	66ページ
	課題を抱えるこどもの孤立防止	課題を抱えるこどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組めます。	68ページ
在住外国人のこどもの支援	在住外国人のこども・若者に対して、日本語学習や生活相談等、個々の状況に応じた支援に取り組めます。	69ページ	
5	安全・安心で快適な環境整備	こども・若者や子育て当事者が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。	97ページ
	こども・子育てイベント等の開催	こども・若者や子育て当事者が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組めます。	98ページ
	地域防犯対策	こどもを犯罪から守るため、地域の防犯力を高める取組を推進します。	102ページ
	防災教育	災害からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。	103ページ
	交通安全対策	交通事故からこどもを守るため、交通安全教育を実施するとともに交差点や歩道等の整備を行います。	104ページ
	感染症対策	感染症からこどもや若者を守るため、感染症に関する知識の普及啓発や検査を推進します。	105ページ
	医療提供体制の確保	こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。	106ページ

乳幼児期(～就学前)を対象とした施策

親をはじめとする周囲の人との愛着形成を図り、他者との関わりや基本的な生きる力を身につけることができる環境を整えます。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	保育サービスの充実	保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。	55ページ
	地域子育て支援拠点における子育て支援	子育て支援センターや子育てひろばを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。	60ページ

学童期(小学生)を対象とした施策

安全・安心が確保された場所で、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を身につけ、自己肯定感を高めることができる環境を整えます。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	児童育成クラブ運営の充実	児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。	56ページ
2	学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援	それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。	67ページ
	こどもの学力向上と生きる力を育む支援	学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。	75ページ
3	質の高い教育の推進	こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。	77ページ
	特別支援教育の推進	こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向け、障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ教育の推進に取り組みます。	80ページ
	いじめや長期欠席(不登校等)への対応	こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。	80ページ
	多様な学びや体験機会の提供	こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。	87ページ
5	こどもの居場所づくり	こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組みます。	99ページ

思春期(中学生～概ね18歳)を対象とした施策

安全・安心が確保された場所で、様々な学びや体験を通じて自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援します。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
2	学校生活に悩みや不安を抱える こどもの支援	それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。	67ページ
3	こどもの学力向上と生きる力を 育む支援	学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。	75ページ
	質の高い教育の推進	こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。	77ページ
	特別支援教育の推進	こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向け、障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ教育の推進に取り組みます。	80ページ
	いじめや長期欠席(不登校等)への 対応	こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。	80ページ
	多様な学びや体験機会の提供	こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。	87ページ
5	こどもの居場所づくり	こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組みます。	99ページ

青年期(概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり)を対象とした施策

自分自身を理解し受け入れ、職業や進学、結婚などのライフイベントにかかる選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう支援します。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	結婚を希望する方への支援	結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。	48ページ
	若者に対する経済的負担の軽減 (子育て世代への経済的負担の 軽減)	高等教育費の負担軽減など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。	58ページ
4	高度な技術等を有した人材の マッチング	高度な技術や知識を持つ人材がその能力を活かし、活躍できるよう、人材のマッチングを進めます。	91ページ
	人材の定着促進	若い世代をはじめとした人材の地元への定着及びU・I・Jターン等の人材確保策の強化に取り組みます。	93ページ
	移住促進	移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促進のための支援施策の充実に取り組みます。	94ページ
5	こどもの居場所づくり	こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組みます。	99ページ

(2)子育て当事者向け施策

乳幼児期～青年期まで、すべてのライフステージにおける子育て当事者を対象とした施策

子育てや教育に関する心身や経済的負担の軽減をはかり、自己肯定感とゆとりをもって子どもと向き合えるように支援するとともに、共働き・共育てを推進します。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	こどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発に取り組みます。	44ページ
	子育て当事者の意見反映(こどもの意見表明)	こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していきます。	45ページ
	結婚を希望する方への支援	結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。	48ページ
	仕事と家庭の両立支援	男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。	48ページ
	子育て世代への経済的負担の軽減	児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。	58ページ
2	ひとり親家庭への就業支援	ひとり親家庭に対して、就業支援の充実を図るとともに、自立支援の推進に取り組みます。	71ページ
	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への経済的支援の充実を図ります。	71ページ
	ひとり親家庭への子育て・生活支援	ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	72ページ
	ひとり親家庭が安心して生活するための支援	ひとり親家庭が地域で孤立せず、安心して生活できる環境を整えます。	74ページ
	支援が必要な家庭を支える体制づくり	生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに地域や関係機関との連携強化を図ります。	76ページ
3	多様な働き方ができる労働環境の整備	女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援に取り組みます。	90ページ
5	安全・安心で快適な環境整備	こども・若者や子育て当事者が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。	97ページ
	こども・子育てイベント等の開催	こども・若者や子育て当事者が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組みます。	98ページ

妊娠・出産期の子育て当事者を対象とした施策

出産に伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、社会的に孤立することなく、安心して妊娠・出産を迎え、産後も適切なケアを受けることができるよう支援します。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	妊娠・不妊治療等に関する支援	こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊治療等の相談・支援を行います。	50ページ
	母子の健康保持・増進	こども家庭センターにおける伴走型相談支援や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。	51ページ
5	医療提供体制の確保	こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。	106ページ

乳幼児期(～就学前)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策

子育てに伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、保育サービスの充実や育児相談等による不安の解消、交流機会の提供等に取り組みます。

施策	取組	概要	素案全文 該当ページ
1	母子の健康保持・増進	こども家庭センターにおける伴走型相談支援や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。	51ページ
	待機児童の解消、保留児童対策	待機児童の解消や保留児童の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。	54ページ
	保育サービスの充実	保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。	55ページ
	地域子育て支援拠点における子育て支援	子育て支援センターや子育てひろばを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。	60ページ

学童期(小学生)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策

子育てに伴う経済的負担の軽減や発達、就学、いじめ、不登校など教育に関する相談に応じるとともに、こどもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりに取り組みます。

施策	取組	概要	全文
1	児童育成クラブ運営の充実	児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。	56ページ
3	いじめや長期欠席(不登校等)への対応	こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。	80ページ

思春期(中学生～概ね18歳)のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策

子育てや進学に伴う経済的負担の軽減や学習、進路、いじめ、不登校など教育に関する相談に応じます。

施策	取組	概要	全文
1	【再掲】子育て世代への経済的負担の軽減 ※	児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。	58ページ
3	いじめや長期欠席(不登校等)への対応	こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。	80ページ

※乳幼児期～青年期まで、すべてのライフステージにおける子育て当事者を対象とした施策のうち主なものを再掲で記載しています。

青年期(概ね18歳～概ね20代前半)がいる子育て当事者を対象とした施策

大学等への進学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

施策	取組	概要	全文
1	【再掲】子育て世代への経済的負担の軽減 ※	高等教育費の負担軽減など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。	58ページ

※乳幼児期～青年期まで、すべてのライフステージにおける子育て当事者を対象とした施策のうち主なものを再掲で記載しています。

(仮称)熊本市こども計画2025(素案)全文の閲覧方法

■素案の全文は、熊本市ホームページからご覧いただけます。

(仮称)熊本市こども計画2025(素案)

検索

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=59081



■次の窓口で、素案の全文を冊子でご覧いただけます。

- こども政策課(熊本市中央区花畑町SPring熊本花畑町2階)
- 各区役所総務企画課
- 各まちづくりセンター(中央区まちづくりセンターを除く)
- 中央公民館
- 中央区まちづくりセンター大江交流室
- 中央区まちづくりセンター五福交流室
- 河内まちづくりセンター河内交流室
- 河内まちづくりセンター芳野分室
- 城南まちづくりセンター城南交流室
- 総合保健福祉センター(ウェルパルクまもと)
- 各地域コミュニティセンター
- 情報公開窓口(市役所庁舎地下1階)

意見提出方法 (募集期間:令和6年12月27日(金)~令和7年1月27日(月)まで)

■以下のいずれかの方法でご意見ください。

- 1 専用の意見送付フォームへの入力

<https://logoform.jp/f/Yzz16>

- 2 意見提出用紙に、氏名、住所、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付

(1)電子メール kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp

(2)郵送での送付 〒860-8601(市役所専用)熊本市こども政策課あて

(3)ファックスでの送付 番号 096-328-3232

※意見提出用紙は、上記窓口でお受け取りいただくか、上記熊本市ホームページからダウンロードいただけます。



■留意事項

- 市の区域内に住所を有しない方については、住所欄に、本市の区域内に住所を有する通勤先・通学先等の住所及び名称を記載してください。
- 匿名や電話でのご意見については受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。
- 住所、氏名、電話番号などの連絡先は、公開いたしません。が、ご意見については公開する予定です。なお、いただいたご意見については、意見のまとめりごとに本市の考え方を公開いたしますが、個別に回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

熊本市こども政策課 ☎:096-328-2156 FAX:096-328-3232

メール: kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp

かしょう くま もと し けい かく
(仮称) 熊 本 市 こ ど も 計 画 2 0 2 5

～ こどもが かがや き、わかもの きぼう をいだ くまのまちの じつげん 実現に向けて ～

そあん わかものばん
素案(こども・若者版)

【パブリックコメント】みなさんのご意見をお寄せください。

ほしゅう 募集	れいわ ねん がつ にち きん 令和6年(2024年)12月27日(金)から
きかん 期間	れいわ ねん がつ にち げつ 令和7年(2025年) 1月27日(月)まで



みなさんの生活の中で身近な、家や学校、公園などの遊ぶ場所のことで、「こうなってほしいな」と思うことはありませんか？

熊本市では、みなさんが夢や希望を持って楽しく生活できるまちをつくるために、「熊本市こども計画2025」(ここから先は「こども計画」といいます。)を作ろうとしています。

こども計画は、みなさんといっしょに作っていきたくて考えていますので、「〇〇が大事」「〇〇が必要」「〇〇をしてほしい」といったみなさんの意見を教えてください。

くまもとし めざ すがた 熊本市が目指す姿

すべての子どもや若者が元気に育ち、結婚したり赤ちゃんを持ったりする希望が叶い、子育ての楽しさを感じることができるまち。

また、子どもや若者をはじめ、いろいろな人たちの笑顔がいっぱいで、みんなが希望をもって暮らすことができるまち。

そのような、

「 **こどもが輝き、若者が希望を抱くまち** 」

の実現を目指します。

このようなまちに暮らす子ども・若者の姿は以下のとおりです。

- 個性や違いが大切にされて、自分を大事にしながら、どんな環境で生まれ育っても幸せを感じながら生活できる子ども・若者
- いろいろな遊びや学び、体験を通して、生き抜く力を身につけ夢や希望に向かってチャレンジし続けることができる子ども・若者
- 自分の意見を持ち、それを言えるようになり、社会に積極的に参加することができる子ども・若者
- 働くこと、誰かと家族やパートナーになること、親になることに夢や希望を持つことができる若者

➡目指す姿を実現するために、子ども計画ではたくさんの取組を行います。

ねんれい にかか すす とりくみ ①年齢に関わらず進めていく取組

子どもや若者、そしてその意見を大切にし、いろいろなことに挑戦できるチャンスをつくれます。また、いつでも健康でいられるように医療や福祉のサポートを行います。さらに、いろいろなことで困っている子どもや若者を助けるための取組を進め、家庭で暮らせない子どもたちを支えるためのサポートも強化します。

🗨️ たとえばこんなことに取り組みます。

- 子どもの権利サポートセンターやインターネットを活用したところの悩み相談をおこなっていきます。
- 子どもの権利に関するマンガやポスターを作成し、子どもの権利についてみなさんに知らせて、分かってもらいます。

💡 「子どもの権利」ってなに？

子どもの権利とは、子どもが健やかに、自分らしく育つために必要な守られるべき大切なもののことです。たとえば、次のような権利があります。

1. 生きる権利：子どもは健康で安全に生きることができます。
2. 育つ権利：子どもは学校に行き、勉強したり、遊んだりして成長することができます。
3. 守られる権利：子どもは暴力やいじめから守られます。
4. 意見を言う権利：子どもは自分の考えや気持ちを自由に言うことができます。

- こどもや若者の思いや意見を聴いて、市の取組に反映させる仕組みを作ります。
- 熊本市若者・ヤングケアラー支援センターなどで、ヤングケアラーに関する相談支援を行っています。
- 病気や障がいのあるこどもを支援していきます。
- 外国人のこどもが熊本市のどこに住んでも日本語指導が受けられるようにします。
- 古くなった遊具を交換しながら、安全な公園づくりを行っています。
- 花畑広場などの公園や広場で、こどもが楽しめるイベントを行います。
- こどもや若者が、犯罪や事故に巻き込まれないように、警察や学校、地域の人と協力して取り組んでいきます。

💡「ヤングケアラー」ってなに？

学校の勉強や遊びの時間を使って、家族のお世話をたくさんしているこどものことです。たとえば、病気の家族のためにご飯を作ったり、お掃除をしたり、弟や妹の面倒を見たりします。

ねんれい おう とりくみ 年齢に応じた取組

1. 小学校に入るまで

親や周りの人と仲良くなり、他の人と関わる力や生きるための基本的な力を身につけることができる環境を作ります。

 たとえばこんなことに取り組みます。

- 保育園や幼稚園のサービスをもっと良くしていきます。
- 子育て支援センターなどで、お母さんやお父さんと一緒に楽しめるようにサービスをもっと良くしていきます。

2. 小学生～18才までの間

安全・安心な場所で、いろいろな遊びや学び、体験を通して生きる力を身につけ、自分に自信を持てるようにする環境を作ります。

 たとえばこんなことに取り組みます。

- 児童育成クラブのサービスをもっと良くしていきます。
- いろいろなことを学ぶ機会を増やして、おとなになって社会で生きていくためのサポートをします。また、自分で考えて行動できる力を育てます。
- スクールカウンセラーなどの専門家と協力して、いじめを早く見つけたり、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

- 不登校など長く学校を休んでいる子どもが安心して学べるような環境づくりに取り組みます。
- 子どもが一人で自由に過ごしたり、いろんな人との出会いや学び、体験をすることができる安全・安心な居場所づくりに取り組みます。

3.18才以上

自分のことをよく知って受け入れ、仕事や学校、結婚などの大切な選択を自分でできるようにし、その選択が大切にされるようにサポートします。

 たとえばこんなことに取り組みます。

- 結婚を希望する人に、多くの出会いの機会をつくれます。
- 若者が熊本市で働いて生活できるように支援していきます。

いけん おく みなさんの意見を送ってください

(1) 受付期間: 2024年12月27日(金)～2024年1月27日(月)

(2) 意見の送り方

- パソコン・スマートフォンなどから送る場合

下のコードをカメラで読み込むか、下の URL を開いて意見を送ってください。



<https://logoform.jp/f/96wE6>

- 紙に書いて、郵送する場合

〒860-8601(市役所専用)熊本市こども政策課あてに

名前・住所・電話番号・こども計画への意見を紙に書いて送ってください。

(3) パブリックコメントの結果

- みなさんからいただいた意見は、熊本市がこども計画にどのように反映していくのか、考えをまとめて、ホームページに公表します。

(4) お問い合わせ先

- 熊本市こども局こども育成部こども政策課
- 電話: 096-328-2156
- 電子メール: kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp